



# 鳥取県公報

平成 19 年 8 月 24 日 (金)  
第 7 9 1 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県立障害者体育センターの利用料金の一部改正 (711) (障害福祉課) . . . . . 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (712~714) (森林保全課) . . . . . 2
◇ 公 告	対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の解除に関する公聴会の開催 (公園自然課) . . . . . 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (分権自治推進課) . . . . . 4
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第 711 号

平成 18 年鳥取県告示第 244 号（鳥取県立障害者体育センターの利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例（平成 15 年鳥取県条例第 1 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき平成 19 年 8 月 20 日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前						
<p>1 利用料金 (1)～(3) 略 (4) <u>ロッカー等利用料</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ロッカー</td> <td style="text-align: center;">1ブロック1月につき</td> <td style="text-align: center;">200円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u>  <u>1 利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として算定する。</u>  <u>2 ロッカー内に保管できない大型物品については、ロッカー室の室内に保管することとし、1月の利用料は、当該物品の占有面積をロッカー1ブロックの面積（0.18平方メートル）で除して得た数（当該数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に200円を乗じて得た額とする。</u>  <u>この場合において、利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として算定する。</u></p> <p>2 略</p>	区分	単位	金額	ロッカー	1ブロック1月につき	200円	<p>1 利用料金 (1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>
区分	単位	金額					
ロッカー	1ブロック1月につき	200円					

## 鳥取県告示第 712 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
 八頭郡智頭町大字口宇波字ホウメウ701の1、701の3、705、707、字金畑711、719、726、字上ミ小谷733、

734、字中ヶ谷748、753、756、757の1、757の2、字奥谷765、766、768、769、770の1、770の3、771、771の1、771の2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

### 鳥取県告示第 713 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字埴師字ノミ谷山1148の1、1149の1、1149の4から1149の39まで、字大サコ山1151の1、1151の2、字大途奥1152の1、1152の2、字シタク谷山1252の1から1252の31まで、1253の1から1253の3まで、字カツツキ谷山1254の4から1254の12まで、1254の20、1254の64、字清水ヶ平1255の5、字ヲコフ谷1259の5から1259の13まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

### 鳥取県告示第 714 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字方地字水コシ82から86まで、字城平87、88、字小谷851の1、851の3、852から863まで、864の1から864の3まで、865、866、字二ノ清水1073、1075から1077まで、字大谷1088の1、1088の2、1089の1、1089の2、1090から1095まで、字大谷枝1096から1100まで、大字小鹿谷字八谷平621の1、621の2、字尻谷622の1、字森山624の1から624の6まで、字杉ノ子平627の1、字臼ヶ谷平628の1から628の3まで、大字別所字棒ヶ谷216の1、216の10、216の11、字別所谷東平229の1、229の2、229の4

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

## 公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第4項において準用する同法第7条第4項の規定に基づき、公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則(平成12年鳥取県規則第85号)第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 日時 平成19年9月14日(金) 午後1時30分から
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第29会議室(第2庁舎4階)
- 3 案件 イノシシの猟法の禁止の解除について

---

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 調達案件及び数量

## 鳥取県住民基本台帳ネットワークシステム機器更改業務 一式

## (2) 本件業務の内容

本件業務は、現行の鳥取県の住民基本台帳ネットワークシステムに関するサーバ及び端末等の機器を更改するものである。

なお、落札者は、次の業務を行うものとする。

- ア 住民基本台帳ネットワークシステム用機器の納入及び賃貸借
- イ 住民基本台帳ネットワークシステムの導入及び各種支援
- ウ 現行システムからの移行（データ移行を含む。）

## (3) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (4) 借入期間

平成20年2月25日から平成25年2月24日まで

## (5) 納入期限

平成20年2月18日（月）

## (6) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県企画部分権自治推進課 他

## (7) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成19年8月24日（金）から同年10月3日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成19年8月24日（金）から同年10月3日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、リース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年9月7日（金）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (5) 入札説明書に示すサーバ等を相当数納入した実績（能力）を有していること。
- (6) 納入を行う住民基本台帳ネットワーク機器に係る保守体制を確保できること。この場合において、入札しようとする者が自ら保守、点検、修理その他アフターサービス（以下「保守等」とする。）を行わない場合であっても、他の者に確実に保守等を行わせることができる場合は、保守体制は確保できるものとする。

## 3 契約担当部局

鳥取県企画部分権自治推進課

## 4 入札手続等

## (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部分権自治推進課分権自治担当

電話 0857-26-7057

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書（仕様書を除く。）の交付方法

入札説明書（仕様書を除く。）は、平成19年8月24日（金）から同年9月20日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/bunkenjichi>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成19年8月24日（金）から同年9月20日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 機密保持誓約書の交付方法

機密保持誓約書は、平成19年8月24日（金）から同年9月20日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/bunkenjichi>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成19年8月24日（金）から同年9月20日（木）までの日（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 入札説明書のうち仕様書の交付方法

機密保持誓約書及び入札をしようとする者の概要の分かる資料を提出した者にもみ交付を行う。

ア 交付期間及び時間

平成19年8月24日（金）から同年9月20日（木）までの日（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 郵送による交付

郵送による交付を希望する場合は、機密保持誓約書に記載された住所及び氏名（団体にあつては所在地及び代表者氏名）あてに書留郵便（簡易書留）により送付するので、590円分の切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

(6) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年10月3日（水）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

鳥取県庁第1会議室（鳥取県庁本庁舎地下1階）

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない

ない。

- (2) この競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成19年9月20日(木)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## 8 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 手続における交渉の有無

無

### (5) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

### (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

equipment for upgrading Basic Residential Registers Network System for Tottori Prefectural Government, 1 set

### (2) Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation:

5:00pm, 20 September, 2007

### (3) Date and time for the submission of tenders:

2:00pm, 3 October, 2007

Time-limit for the submission of tenders by registered mail:

12:00 Noon, 3 October, 2007

(4) Contact point for the notice:

Division of Decentralization for Autonomy, Department of Planning,

Tottori Prefectural Government

1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, 680-8570, Japan

TEL 0857-26-7057

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 汎用電子計算機及び端末装置に係るハードウェア 一式

汎用電子計算機に係るプログラム・プロダクト 一式

イ 購入物品 端末装置に係るソフトウェア 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 納入期限

平成20年3月31日（月）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、リース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年9月5日（水）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。



- (4) 平成19年8月24日(金)から同年10月4日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- 3 契約担当部局  
鳥取県警察本部警務部会計課
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する問合せ先  
〒680-8520 鳥取市東町一丁目271  
鳥取県警察本部警務部会計課予算係  
電話 0857-23-0110 (内線2225)
- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当  
電話 0857-26-7431、7432又は7433
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)の場所で平成19年8月24日(金)から同月31日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。
- (4) 郵便等による入札  
可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所  
平成19年10月4日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月3日(水)午後5時までとする。)  
鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)
- 5 入札参加者に要求される事項
- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成19年9月14日(金)午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める入札金額に60月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。  
なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。  
ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。  
イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがな

いと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の(6)で定める契約金額に60月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

- The hardware which relates to the all-purpose electronic computer and the terminal unit, 1set
- The program product which relates to the all-purpose electronic computer, 1set

Nature and quantity of the products to be purchased:

- The software which relates to the terminal unit, 1set

(2) September 14, 2007 3:00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) October 4, 2007 2:00 PM : Time - limit for submission of tenders

October 3, 2007 5:00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Finance Division, Tottori Prefectural Police Headquarters

1 - 271 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8520 Japan

TEL 0857 - 23 - 0110 ex. 2225